

# 宮城県公報

令和8年2月16日(月)  
号外第7号

## 目次

### 選挙管理委員会

- 県議会議員補欠選挙の事由の発生(選挙管理委員会事務局)
- 直接請求のための署名の禁止(同)

## 宮選管告示第 13 号

令和 8 年 2 月 16 日公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 113 条第 1 項第 5 号の規定により直理選挙区において宮城県議会議員の補欠選挙を行うべき事由が生じたので、同法第 143 条第 19 項第 6 号及び第 199 条の 5 第 4 項第 6 号の規定により告示する。

令和 8 年 2 月 16 日

宮城県選挙管理委員会委員長 櫻井正人

## 宮選管告示第 14 号

宮城県議会議員の補欠選挙を亘理選挙区において行うべき事由が発生したので、当該選挙が行われる区域においては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 7 項（第 75 条第 6 項、第 76 条第 4 項、第 80 条第 4 項、第 81 条第 2 項及び第 86 条第 4 項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。）並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 5 条第 30 項において準用する場合を含む。）の規定により、この告示の日の翌日から当該選挙の期日までの間、地方自治法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び市町村の合併の特例に関する法律並びにこれらの法律に基づく政令の規定によるすべての直接請求のための署名を求めることができない。

令和 8 年 2 月 16 日

宮城県選挙管理委員会委員長 櫻 井 正 人